

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和2年6月10日（水）

開 会（午前10時20分）

（委員あいさつ）

（席次の決定）別紙のとおり

○議案第68号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

杉田委員

改正概要1点目の住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの
交付が制度化されたということだが、どうして制度化されたのか。

橋本市民課長

この度、住民票の除票と戸籍の附票の除票の保存期間が5年から150
年に延長されたことから、その写しの交付というものが、改めて法律上制
度化されたというものです。

杉田委員

保存期間が5年から150年に変わったというところで、極端に長くな
ったと思うが、その理由を伺いたい。

橋本市民課長

昨今、増加している所有者不明土地の解消に向け、転居や死亡で消除さ
れた住民票や、住所履歴が分かる戸籍の附票の保存期間を5年から150
年に延ばしたところが背景にあります。

荒川委員

今までは5年だったわけで、5年で廃棄であったとしたら、150年というのは、これから150年保存するということであって、過去のものも150年ということではないということでしょうか。

橋本市民課長

そのとおりです。これから150年ということです。

荒川委員

改正概要の2点目について、個人番号を通知するための通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に伴う手数料の項目を削除することだが、これまでは、個人番号の通知カードがひとり1回、送られていたが、今後、マイナンバーの通知はどのようにされるのか。

橋本市民課長

通知カード廃止後のマイナンバーの通知については、氏名、マイナンバー、生年月日等が記載された、個人番号通知書というものが送付されることとなります。

荒川委員

通知カードとどこが違うのか。

橋本市民課長

通知カードについては、これまでカードぐらいの大きさのものでしたが、個人番号通知書につきましては、A4版の1枚の紙の通知になり、形の上で大きく違うものです。

末吉委員

個人番号通知書というのは、どのタイミングでどういうふうを送られてくるのか、また、通知カードは証明として使えていたけれど、その通知書は番号を知らせるだけという違いがあるということか。

橋本市民課長

一番分かりやすい例としては、出生届が提出された際に、そのデータが個人番号を管理している地方公共団体情報システム機構に行き、改めてその方に付番された個人番号が決まるので、その通知書が届くというのが通知のタイミングです。また、個人番号の証明として、通知カードの写しを使っていましたが、個人番号通知書は証明として成さないというふうに言われています。

亀山委員

通知カードは、総務省のホームページを見ると平成27年12月で終了していると記載されているが、それ以降は、個人番号通知書が既に送られているということか。

橋本市民課長

通知カードの廃止は、本年5月25日です。

亀山委員

読み違えていて、平成27年10月以降の住民票に記載されている人たちは、平成27年12月末で通知カードの郵送が終わっているという意味なのか。

橋本市民課長

そのとおりです。その制度が始まったのがその時期です。

杉田委員

婚姻届は居住地ではなくどこでも出せるが、出生届は居住地でしか出せないのか。

橋本市民課長

戸籍に関する事項ですので、居住地以外でも届け出ることができます。

杉田委員

居住地以外の市区町村で出生届を提出した時には、どのように通知されるのか。

橋本市民課長

住民登録のある所に通知が届くようになっているので、漏れなく現住所に届きます。

亀山委員

氏名、住所、生年月日の記載の変更がなければ、また正しく記載されていれば、当面の間、マイナンバーを証明する書類として使用できるとのことだが、この当面の間というのが期間だけのことなのか。

橋本市民課長

おそらく期間だけです。

亀山委員

当面の間とは、正式に令和何年3月31日までというように期限が決ま

っているのか。

橋本市民課長

現時点では決まっています。

杉田委員

通知カードの再交付手数料は500円だったが、今後、マイナンバーを知りたい時に、マイナンバーが記載されている住民票を取れば分かるが、そもそも再交付してもらう必要はないのではないのか。

橋本市民課長

おそらくではありますが、会社などから通知カードの写しの提出を求められたため、通知カードの再交付を申請されたのではないかと思います。

市川市民部長

住民票の場合は発行1回ごとに200円をご負担いただきますし、提出先から発行されてからの有効期限が示されることがあります。通知カードですと再交付手数料は500円ですので、使用頻度などを考えていただいて、どちらを申請していただくかについては、申請者に任意に選択していただいております。

末吉委員

自分のマイナンバーを知るためには、住民票を取るしかないということか。

橋本市民課長

住民票を取っていただくしかありません。

荒川委員

住民票は一定の要件を満たせば本人以外も閲覧できるが、マイナンバーも閲覧できてしまうのか。

橋本市民課長

マイナンバーは本人が申請した限りにおいて、住民票に記載するという
ことで、閲覧には供していません。

末吉委員

それは法律で決まっているのか。何に基づいて本人のみの申請でマイナンバーが記載されて、本人以外はマイナンバーが記載されないというのはどこで担保されているのか。

市川市民部長

法律の名称は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、マイナンバーについては、税や社会保障制度などの利用範囲が厳格に限定されたものになっています。そうしたことから、みだりに他人に知られるような形はとり得ないという法制度の仕組みとなっております。

橋本市民課長

先ほどマイナンバーを確認するためには住民票以外にないと答弁いたしましたが、当然マイナンバーカードを申請されて取得されれば、そちらにも記載されています。

亀山委員

通知カードを再交付された人の中から、直接、個人番号の申請に移った割合などは分かるか。

橋本市民課長

申し訳ありませんが、そのようなデータは取っていません。

市川市民部長

再交付の件数ですが、再交付される方は通常はマイナンバーカードの申請はされないのではないかと思います。考えられる想定とすると、マイナンバーカードの申請に代えて、通知カードでよいという判断の基に通知カードの再交付を申請されている方が大方ではないかと考えます。一方で可能性としてですが、マイナンバーカードの交付にそれなりに期間が掛かり、手間も掛かることから、当座、すぐ必要なので、通知カードの再交付をして、その後に改めてマイナンバーカードを申請されるということは考えられますが、そこまでの事情は把握していません。

末吉委員

たった1,000人であっても、今までも通知カードを再交付してほしいという方がいらっしやったわけですね。マイナンバーカード発行にはまだ時間がかかっているという状況で言えば、この移行期間で困る方がいないのか。

橋本市民課長

特にそのようなことを想定しておりません。

市川市民部長

当面の間、マイナンバーの証明が必要ということでしたら、マイナンバーの記載された住民票を取得していただければ、証明にはなるということでございます、支障はないと考えております。

末吉委員

勤務先などから請求があつて、必要があつて申請される場合があるという説明があつたが、法改正で通知カードではなく住民票でマイナンバーの証明に替えるという説明は申請者本人にさせていただくということか。

市川市民部長

再交付が法律上廃止されているということをご本人から説明していただいて、住民票で替えていただくという扱いになろうかと考えています。

荒川委員

戸籍の除票の写しというのは、例えば戸籍に載っていた子供が結婚して新戸籍が作られた場合、親の戸籍からは子どもの名前は除かれるということか。その場合も5年で廃棄されていたということか。

橋本市民課長

戸籍謄本上、結婚すると親の戸籍から抜けるということになりますが、親が存命であれば戸籍自体は残っておりますので除票にはなりません。

市川市民部長

ご質問の内容は、戸籍にはお子さんの出生時からの記載がされていて、婚姻と同時にそこから除かれて新戸籍を作ることになった場合の親元の戸籍の中でのお子さんの扱いということかと思ひます。戸籍そのものは、

筆頭者が存在している限り除籍になるわけではありません。戸籍から抜けた方は、現に存在する戸籍の中で、いつ抜けたという事実は記録されております。例として、筆頭者も亡くなって、その戸籍にどなたもいなくなるという状態が除籍となる状態です。除籍そのものはこれまでも150年間の保存期間でございまして、住民票ですとか戸籍の附票の除票もそれに合わせた保存期間になったということです。除籍は、これまでも長期間の保存をして、一般的には相続の発生時に相続人の特定などに必要とされたりするものです。

杉田委員

亡くなった方の除籍謄本というものがあつたと思うが、その保存期間はどうなっているのか。

橋本市民課長

除籍の取り扱いにつきましては、これまでどおり変更はございません。今回対象となっておりますのは、戸籍に関しましては住所履歴が載っている戸籍の附票の除票の交付を明確化したものでございます。

市川市民部長

戸籍そのものと戸籍の附票というものがございまして、戸籍は一般に婚姻等によって新戸籍が作られ、そこに新たに筆頭者を定め、お子さんが生まれればそこに記載されます。戸籍本体に付属する附票という転居などの全ての住所履歴を記載するものがあります。例えば、世帯全員がお亡くなりになりますと、その附票も除票となりますので、その写しの交付が制度

化されたということでございます。古い時代の住所が確認できるということ
とでございます。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第68号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休憩（午前10時45分）

（説明員退室）

再開（午前10時52分）

植竹委員長

○次回の日程について

所管事務調査「社会教育について、スポーツ振興について、学校教育に
ついて」のうち、「学校における新型コロナウイルス感染防止対策につい
て」を調査・研究するため、次回の委員会は、6月18日の午前9時より
全員協議会室にて開催することよろしいか。

（委員了承）

散会（午前10時53分）